

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外2名

被告 〇〇〇〇 外2名

被告恵庭市準備書面 (1)

令和6年1月26日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

被告恵庭市 代理人 弁護士 宮 永 尊



第1 〇〇〇〇らの「養護者」該当可能性について

1 被告恵庭市は、原告らと〇〇〇〇及び被告〇〇〇〇らとの間の労働契約性を否定する根拠として、〇〇〇〇及び被告〇〇〇〇らは(いわゆる)里親であり、原告らは、家事使用人に過ぎないと主張してきた。

15 里親とは、知的障害児福祉施設を退所する年齢になった知的障害児の生活の場を提供するため受け入れ、家業を手伝わせる者をいう。雇用者ではなく養護者として存在しており、知的障がい者の衣食住の面倒を見るほか、日中は家業を手伝わせることにより社会参加を実現させていたもので、〇〇〇〇牧場のような牧場主にとり知的障がい者は、家事使用人と表するのが妥当である。

20 そして、家事使用人が「労働者」に該当するか否かについて被告恵庭市は、平成28年6月9日、別の障害者虐待案件で北海道労働局雇用環境・均等部指導課を訪ね確認したところ、同課から家事使用人が「労働者」となる要件は3点あり、①労働時間の管理がなされていること、②他の労働者と同等の賃金が出ていること、③生活実態や生計が同一でないことを示された。

25 原告ら知的障がい者はある程度の労働力を提供しているが、〇〇〇〇らとの関係性は、労働力の提供を中心として構成された関係ではなく、生活を中心に構

成されたものであり、上記①～③を考慮すると原告らは「労働者」ではなく、里親である■■■■、被告■■■■は障害者虐待防止法の「使用者」に該当しないといふべきである。

ところで、障害者虐待防止法における「養護者」とは、同法第2条3項において「この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。」と定められており、■■■■及び被告■■■■らは、「障害者福祉施設従事者等及び使用者」ではないのであるから、障害者虐待防止法における「養護者」に該当する可能性は存する。

10 第2 被告恵庭市の違法性の不存在

1 もともと、仮に■■■■及び被告■■■■らが、虐待防止法における「養護者」に該当する可能性があつたとしても、被告恵庭市には何ら違法性のある行為は行っていない。

2 被告恵庭市には、虐待防止法の成立を受けて「恵庭市における障がい者虐待の防止と対応（マニュアル）」（乙 C2）を作成しているところ、「養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応」（乙 C2、38頁）は次のとおりである。

まず、「養護者から虐待を受けた障がい者」から「恵庭市障がい者虐待防止センター」に自ら「届出」することができる。

被告恵庭市は、恵庭市障がい者虐待防止センターの業務をe-ふらっとに委託しているところ（乙 C1）、上記「届出」は障がい者が、e-ふらっと若しくは被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課に行くことになるが、原告らは、e-ふらっとに対しても被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課にも虐待の「届出」を行っていない。

3 次に、被告恵庭市が虐待対応しなければならない場合として「養護者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者」から「恵庭市障がい者虐待防止センター」（e-ふらっと又は被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課）に「通報」

があった場合である。

しかし、e-ふらつとが上記「通報」を受けたとの記録はなく、被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課にも「通報」はなかった。また、e-ふらつとが「虐待」を認識していたとするのなら、被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課に通報手続きをとり、通報等の内容を詳細に検討するため対応方針の協議（コアメンバー会議という）の開催を求めるはずであるが、e-ふらつとから被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課に対し、何らの通報手続きもなかった。

4 以上のおり、被告恵庭市は、そもそも「届出」及び「通報」がなかったのであるから「養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応」にも問題はなく、被告恵庭市の行為には何らの違法性もない。

第3 2023（令和5）年11月22付け求釈明申立書に対する回答

1 同第1の1について

(1) 同(1)議事録について

ア 第1回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会議事録について
乙C3号証として開示する。

イ 第2回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会議事録について
乙C4号証として開示する。

ウ 第3回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会議事録について
乙C5号証として開示する。

エ 第4回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会議事録について
乙C6号証として開示する。

オ 第5回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会議事録について
乙C7号証として開示する。

(2) 同(2)会議次第について

ア 第1回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会次第について

乙 C 8 号証として開示する。

イ 第 2 回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会次第について

乙 C 9 号証として開示する。

ウ 第 5 回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会次第について

乙 C 1 0 号証として開示する。

(3) 同(3)議題その他調査委員会提出された資料 審議資料について

ア 恵庭市保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会について

乙 C 1 1 号証として開示する。

イ 障がい福祉課議事案の概要について

乙 C 1 2 号証として開示する。

ウ 証拠保全申立ての趣旨について

乙 C 1 3 号証として開示する。

但し、訴え提起前の証拠保全申立ては原告らで行っているものであり、本来的に原告らで書証を提出できるものである。原告らは自己が保有する証拠を所持しているにもかかわらずに行う網羅的求釈明申立てを慎むよう求める。

エ e ふらっと提供資料（証拠保全されたもの）について

乙 C 1 4 号証として開示する。

但し、上記のとおり本書証は原告らで証拠提出できるものである。それを求釈明において証拠開示せよと求めるのは原告らの訴訟活動としてあまりにも真摯さに欠けると言わざるを得ない。

オ 電話・口頭受理事件簿（平成 2 8 年 7 月 8 日）

乙 C 1 4 号証に含まれており参照されたい。

カ 育恵会会長宛事務連絡文書（日程調査 FAX）

乙 C 1 5 号証として開示する。

キ 療育手帳取得に係る顛末書について

乙 C 1 6 号証として開示する。

ク 恵庭市における障がい者虐待の防止と対応（マニュアル）について
既に乙 C 2 号証として提出済みである。

ケ 電話・口頭受理事件簿（令和 5 年 3 月 2 7 日）

乙 C 1 7 号証として開示する。

コ ■■■ 牧場に住み込み稼働していた知的障がい者からの障害年金の詐取
の疑いへの対応について

乙 C 1 8 号証として提出する。

但し、繰り返しになるが同書証は被告恵庭市作成のものではない。訴え
提起前の証拠保全で原告らが入手している証拠であるにもかかわらず、被
告恵庭市に対し求釈明を通じ証拠開示を求めるのは不遜な訴訟活動と言
わざるを得ない。

相対する原告・被告といえども専門的知識を有する訴訟代理人弁護士が
ついているのであれば基本的な攻撃防御の方法は理解しているはずであ
り、そこには一定のルールがある。仮に求釈明を通じた証拠開示において
も保有証拠と立証責任を念頭に求めるべきである。

被告恵庭市としては、原告らに対し、立証責任を念頭におきつつ求釈明
を行うよう求める。

(4) 調査委員会の組織構成名簿について

乙 C 1 1 号証の 2 頁目「保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会の委員」
を参照されたい。

2 同第 2 について

被告恵庭市答弁書「第 3」第 1 項（1 7 頁～2 2 頁）の主張は、保健福祉部
障がい福祉課事案調査委員会の令和 5 年 5 月 2 2 日付け「報告書」に基づき行
ったものである。

そこで、上記報告書を乙C19号証として任意開示する。

なお、マスキング部分は甲第17号証2頁第5の「検証結果」において「令和4年度の記録は、令和4年8月11日までの期間の記録を印刷し、一部に同期間経過後の記録がある頁には、申立人確認のうえで、マスキング処理を施した。」との要請によるものである。

第4 2023（令和5）年12月15日付け求釈明申立書（2）について

1 同第1「里親に対する補助金の支払い」について

(1) 被告恵庭市から■■■牧場（■■■及び被告■■■）に対し、補助金、助成金、委託金の名目での公金支出は無い。

(2) また、被告恵庭市から育恵会に対する、補助金、助成金、委託金の名目での公金支出もない。

2 同第2「障がい者虐待発見チェックリスト（乙C2・14頁）について

被告恵庭市では、「障がい者虐待発見チェックリスト」は作成していない。

なぜなら、同チェックリストは、義務的規定ではなく「障がい者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげる」ためのチェックリストに過ぎず（乙C2・13頁2）、平成29年2月当時に被告恵庭市障がい福祉課職員が訪問の目的は、虐待疑いの訪問などではなく療育手帳の取得のための事前準備としての訪問であり、原告らとの会話等でも障がい者虐待の発生状況を伺うことはできなかったからである。

以上